

別表第 2

品 目	貸 与 対 象 者		貸与周期	貸与数量	
	職種	対象となる所属及び職務内容等			
冬作業服	事務職員	管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 設備保全センター	永年	1 組	
		技術職員	庁内所属		3 年
	庁外所属		1 年	上衣 1 着 下衣 2 着	
	技能職員	全所属（V C 製の被貸与者を除く）	1 年		
冬作業服 V C 製	技能職員	設備保全センター（金属技工員の鍛工及び溶接工のみ）	1 年		
夏作業服	事務職員	管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 設備保全センター	永年	1 組	
		技術職員	庁内所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）		2 年
	庁内所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）		4 年	上衣 1 着	
			2 年	下衣 1 着	
			庁外所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）	1 年	1 組 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で 1 組貸与可能
	庁外所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）		2 年	上衣 1 着 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で 1 着貸与可能	
			1 年	下衣 1 着 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で 1 着貸与可能	
			技能職員	全所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）	1 年
	全所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）			2 年	上衣 1 着 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で 1 着貸与可能
		1 年	下衣 1 着 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で 1 着貸与可能		
	ファン付き 作業服	事務職員	総務課（危機管理） 管財課（現場調査・現場作業従事者のみ） 水道センター（産業廃棄物関連業務従事者のみ）	永年	1 着
			技術職員	総務課（危機管理）	
		土木施設課（請負工事監督業務従事者のみ） 設備課（請負工事監督業務従事者のみ）		4 年	
浄水場（現場調査・業務委託及び請負工事監督業務従事者のみ） 水道センター（配水管工事・給水装置工事現場調査従事者のみ）		3 年			
設備保全センター 水質管理研究センター 水道センター（維持業務従事者のみ）		2 年			
技能職員		職員課（研修厚生）		4 年	
		浄水場 設備保全センター 水道センター	2 年		
災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）		必要に応じて			
防寒作業服		技術職員	土木施設課（請負工事監督業務従事者のみ） 設備課 庁外所属	永年	
	技能職員	全所属（検査工・機械工作工を除く）			

略帽 (キャップ型)	事務職員	総務課（危機管理） 管財課（用地管理・測量業務従事者のみ） 浄水場（庶務業務従事者のみ）		永年	1 個	
	技術職員	総務課（危機管理） 連携推進課広域連携担当（現場作業従事者のみ） 土木施設課（現場事務所勤務者のみ） 給水課（現場業務従事者のみ） 浄水場（維持業務従事者のみ） 設備保全センター 水質管理研究センター 水道センター				
	技能職員	給水課（現場作業従事者のみ） 浄水場 設備保全センター 水道センター				
	災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）			必要に応じて		
スニーカー型 安全靴	事務職員	管財課	占用関係業務・測量業務・現場作業・立会検査従事者		永年	1 足
		浄水場	材料受払・安全衛生管理・施設見学案内業務従事者			
		設備保全センター	材料受払・安全衛生管理・現場保全業務従事者			
	技術職員	浄水場、設備保全センター、水質管理研究センター		2 年	1 足	
		庁内所属	連携推進課（広域連携・海外支援） 土木施設課（受託設計）（施設設計）（技術監理）		永年	1 足
			土木施設課(工事検査) 設備課(営繕)		3 年	1 足
			土木施設課(現場事務所)		2 年	1 足
			水道セン ター	東部水道センター(給水装置工事・竣工)		永年
		東部水道センター（給水装置工事・竣工）（給水装置工事・設計）以外の所属		3 年	1 足	
	技能職員	職員課(体験型研修センター) 水道センター		3 年	1 足	
		浄水場、設備保全センター		2 年	1 足	
		全所属	一般作業員		従事する職務内容により必要となる場合貸与	
	災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）			必要に応じて	1 足	
半長安全靴	技術職員	庁内所属	連携推進課（広域連携・海外支援）、土木施設課（現場事務所）、設備課（営繕）		必要に応じて	1 足
		水道センター		2 年	1 足	
	技能職員	浄水場	営繕作業員・土木作業員		3 年	1 足
		設備保全センター	金属技工員（鍛工・溶接工）・営繕作業員・機械作業員・電気作業員		3 年	1 足
		水道センター		2 年	1 足	
		全所属	一般作業員		従事する職務内容により必要となる場合貸与	
	災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）			必要に応じて	1 足	

- 注 1 定年前再任用短時間勤務職員に対する貸与被服の貸与についても、この基準表を適用する。
- 2 一般作業員である技能職員には、従事する職務内容により必要な貸与被服を貸与する。
- 3 「庁外所属」とは、各浄水場、各水道センター、設備保全センター及び水質管理研究センターを、「庁内所属」とは、「庁外所属」以外の各所属をいう。
- 4 「組」は、貸与品が上衣、下衣の 1 組のものであることを示す。
- 5 貸与周期が永年の場合は、初回に数量 1 を貸与し、その後、原則として再貸与しない。ただし、破損等のため使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与する。
- 6 貸与期間は、貸与周期が年数で表示されるものにあつては、その 2 倍の期間とし、永年のものにあつては、返却しない限りその職務にある期間中とする。
- 7 ファン付き作業服のファン部分及びバッテリー部分は、貸与周期を永年、貸与数量をそれぞれ 1 個とする。
- 8 災害応援派遣等で必要に応じて貸与する場合、半長安全靴を原則とするが、職務上の必要等の理由によりスニーカー型安全靴に代えることができる。